

「公開します 市政情報 保護します 個人情報 ご利用ください 情報コーナー」情報公開制度 個人情報保護制度に関するお問い合わせは、総務課法制総務係 ☎551・1576へ。

次回定例会のお知らせ

平成21年第4回福生市議会定例会は、12月1日(火)から18日(金)までの予定です。本会議は午前10時開会予定ですので、ぜひ、傍聴に出掛けください。なお、委員会の開催日程及び開会時間については、市ホームページでお知らせしています。

子育て応援特別手当(平成21年度版)の支給は中止になりました

経済危機対策として予定されていた子育て応援特別手当(平成21年度版)は、国が予算執行停止を決定しました。このことを受けて、福生市においても予定していた事業を中止いたします。

第61回人権週間 12月4日～10日

「みんなで築こう 人権の世紀」を考えよう 相手の気持ちを考えてよう 思いやりの心」 国民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合うこと

もに、「思いやりの心」と「かけがえない命」を大切にすることが求められているなか、12月4日～10日を入権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を行っています。 今回の強調テーマは次の16項目です。

- ① 女性の人権を守ろう
② 子どもの人権を守ろう
③ 高齢者を大切にすることを育てよう
④ 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
⑤ 部落差別をなくそう
⑥ アイヌの人々に対する理解を深めよう
⑦ 外国人の人権を尊重しよう
⑧ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
⑨ 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
⑩ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
⑪ インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
⑫ ホームレスに対する偏見をなくそう
⑬ 性的指向を理由とする差別をなくそう
⑭ 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
⑮ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
⑯ 人身取引をなくそう

10月の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

Table with 5 columns: 測定場所, 熊川1571番地誘導灯付近, 福生市役所屋上, 平成21年10月, 前年同月比, 平成21年10月, 前年同月比. Rows include 飛行総数, 昼間, 夕刻, 夜間, 最高音圧レベル.

12月の無料相談 問合せ秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568 ※休日・祝日を除く

Table with 5 columns: 相談内容, 期日, 時間, 場所, 備考. Rows include 人権身の上相談, 登記相談, 相続遺言等暮らしの手続き相談, 法律相談, 交通事故相談, 税務相談, 少年相談, 介護保険相談, 子ども相談, 消費者相談, 心配ごと相談, 金融相談.

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談、教育相談(直通) ☎551・7700 ※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

ふっさっ子の広場(指導員)嘱託員募集

募集人員 1名
雇用期間 12月1日～平成22年3月31日(翌年度以降、期間更新の制度あり)
勤務時間 週5日(月124時間以内)
勤務内容 子どもの自主的な遊び、異年齢交流の促進、安全確保のサポート等
受験資格 次の①②③のいずれかに該当し、簡単なパソコン操作ができる方
① 教員免許、幼稚園教諭免許、保育士資格を有する方 または 社会教育主事課程、司書課程、学芸員課程を修了した方
② 地域において、子ども関係事業等に精通した方
③ 児童の健全育成に関する知識、経験等を有する方
試験の方法 作文(11月24日提出)、面接(11月24日)
申込 11月16日(月)～20日(金)の間に本人が履歴書(写真貼付)及び資格を有することを証明できるものの写しを持参のうえ、直接、職員課人事係(市役所第一棟5階) ☎551・1589へ。

第6回「子どもからの人権メッセージ発表会」
多摩地区17市町村の子どもたちが、人権についてさまざまな体験を元気づけ発表します。
日時 12月5日(土)午後1時30分～4時20分
場所 パルテノン多摩小ホール(多摩市落合2-35) ※入場無料
主催 多摩西人権啓発活動地域ネットワーク協議会
お問い合わせは、お近くの

道路交通安全施設の点検・調査にご協力ください
11月下旬より市内の道路交通安全施設(道路反射鏡・防護柵・道路照明灯等)の点検・調査を行います。私道等に設置されている場合、民地内に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。
不明な点がありましたらお問い合わせください。
問合せ施設管理課管理担当 ☎551・1969

労働基準法が改正されます
「労働基準法の一部を改正する法律」が国会で成立し、平成20年12月12日に公布されました。改正労働基準法は、平成22年4月1日から施行されます。
主な改正内容
【時間外労働の削減】限度時間を超える時間外労働の労使による削減・法定割増賃金の引上げ・代替休暇制度の創設
【年次有給休暇の有効活用】時間単位年休制度の創設
問合せ厚生労働省東京労働局労働基準部労働時間課 ☎03・3512・1613

パートタイム労働法を
ご存じですか?
パートタイム労働法の対象となる労働者は「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い労働者」とされています。
この内容に該当する方は、「パートタイム」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」などの名称の如何にかかわらず、パートタイム労働法の対象となります。
問合せ厚生労働省東京労働局雇用均等室 ☎03・3512・1611

「安全安心まちづくり市民ひろば」次回の開催 市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。日時 11月26日(木)午後7時～9時 場所 さくら会館2階第4集会所
問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691